

標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

組合員氏名	(フリガナ)		所属所	
			証番号	
所属所名称				
産前産後休業承認期間	休業開始日		休業終了日(復職日の前日)	
	平成 令和	年 月 日	平成 令和	年 月 日
産前産後休業対象児	氏名	(フリガナ)		性別
	生年月日	平成 令和	年 月 日	
産前産後休業終了前の標準報酬月額	(短期)	等級	円	
	(厚年)	等級	円	
	(退職)	等級	円	
産前産後休業終了後3ヵ月の報酬の 平均額を基にした標準報酬月額	(短期)	等級	円	
	(厚年)	等級	円	
	(退職)	等級	円	
<p>地方公務員等共済組合法第43条第12項の規定により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後の3ヵ月間の報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申出ます。</p> <p>静岡県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 申出者 氏名</p>				
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないことを確認しました。</p> <p>静岡県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職名 所属所長 氏名</p>				

備考) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項による派遣職員の方については、お問合せください。

(注) 「産前産後休業終了日の翌日が属する月以後の3ヵ月間」とは、産前産後休業終了日の翌日以後において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合、その月は産前産後休業終了時改定の算定に使用しません。